

下限面積について(農地法第3条第2項第5号による別段の面積)

農地法第3条の規定による農地の権利取得に際しての要件の一つに下限面積要件があり、砂川市の場合、権利取得後の経営面積が1.5ヘクタール以上となるよう、砂川市農業委員会が定めています。(ただし、例外措置があります。)

この下限面積については「毎年、農業委員会において設定又は修正の必要性について検討し、当該検討結果を公表すること」とされていますので、平成24年7月開催の第13回砂川市農業委員会定例総会において検討した結果をお知らせします。

農地法第3条第2項第5号による別段の面積(下限面積)について、今年度は修正の必要性はなしとし、次のとおりとする。

1. 設定区域 砂川市
2. 設定面積 1.5ヘクタール
3. 適用法令 農地法施行規則第17条第1項

設定理由

2010世界農林業センサスで、管内の農家で1.5ヘクタール未満の農家が全農家数のおおむね4割を超えているため、農地法施行規則第17条第1項を適用し、平成23年度の遊休農地率は0.7%と低い現状から、農地法施行規則第17条第2項は適用しない。

※ 農地法施行規則第17条第1項 ⇒

その原則の面積(北海道2ha)が、地域の平均的な経営面積の実情に適さないと判断される場合

農地法施行規則第17条第2項 ⇒

高齢兼業化などにより農地の遊休化が深刻な状況にあり、特に新規就農等を促進しなければ農地の保全及び有効利用が図られないと判断される場合

農地の貸借契約の期間は終了していませんか

農地法第3条の許可による賃貸借は、法定更新(同一条件で自動的に更新)されますが、使用貸借および農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に係る賃貸借等については法定更新されません。

農地を貸し借りしている方は、契約期間をご確認願います。

農業者年金の経営移譲年金(旧農業者年金)や特例付加年金(新農業者年金)は、返還された農地を適切に再処分しないと支給停止になる場合があります。

経営移譲年金・特例付加年金を受給されている方は、特に注意してください。

※ 農地に関する相談は、地区担当農業委員または、農業委員会事務局までお問い合わせください。

全国農業新聞購読のご案内

「全国農業新聞」は、農業委員会系統組織が発行している週刊の新聞で、農政や農業情報を分かりやすく解説する紙面づくりに努めています。また、農地や担い手、農業生産法人や農業者年金制度などに関する事例紹介や解説記事をたくさん掲載しています。

週1回の発行で、毎日忙しい農業者の皆様方にとって「うってつけ」、経営と暮らしに役立つ情報を「月600円」で提供する新聞ですので、購読をご検討ください。

- ・毎週金曜日発行 B3版8~10頁建
- ・購読料：月600円[送料、税込み]

※ 購読のお申し込み、お問い合わせ等は、農業委員会事務局までご連絡ください。

